



埼玉県報

第 2 6 6 1 号
平成 2 7 年 1 月 1 3 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県道行田蓮田線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人合

三 代表者の氏名

松實 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字上間久里千五十一番地二 三井せんげん台ハイツ五百二十

一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十六号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十七号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷市谷中町二丁目計画

埼玉県越谷市谷中町二丁目五十九番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 空調室外機等について、定期的に整備・点検し、異音などが発生しないよう徹底すること。また、貴施設の建設および営業に起因して、近隣住民等から苦情が発生した場合は、迅速かつ適切な対策に努めること。

二 縦覧期間

平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷花田物販店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二 二他

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 空調室外機等について、定期的に整備・点検し、異音などが発生しないよう徹底すること。また、貴施設の建設および営業に起因して、近隣住民等から苦情が発生した場合は、迅速かつ適切な対策に努めること。
- (3) 計画地付近をバス路線が運行するため、工事により道路を塞ぐ場合はバス事業者と十分に協議すること。
- (4) 出入口 付近と東側交差部付近については、新規開店時及び繁忙期には特に混雑が予想されることから、誘導員の配置など配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十七年一月十三日から平成二十七年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六七番二地先まで</p>	<p>蓮田市大字高虫字高都原三四四番一 地先から同市大字高虫字小日洋一</p>	<p>区 間</p>
<p>八・一六 三二・六二</p>	<p>八・一六 一七・三二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三二〇・〇〇</p>	<p>三二〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>交差点拡幅工事である。</p>	<p></p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま菖蒲線
- 三 道路の区域

